第７号様式（第９条関係）
（その１）

平成２７年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

収支報告書

（ふりがな）
1．政治団体の名称　税理士による柴山昌彦後援会

2．主たる事務所の所在地　所沢市中新井３－22－6

3．代表者の氏名　瀧島正男

4．会計責任者の氏名　鈴木正美

事務担当者の氏名
柴山高一
（電話）04-2925-5811

埼玉県 収受 28.5.27 選挙管理委員会

収受		チェック	
5月	0	11	ㅅ

一連番号 1504

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
2104471	27	1	01	0000	H

異動
1 新規
2 修正
3 取消

100330

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の一支部

活動の区分
- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名
柴山昌彦

公職の種類
衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

10 13
0200

収　支　の　状　況

（その２）

１．収支の総括表

14 16 77 88

		金額（十億 百万 千 円）
収入総額	010	673,789
（前年からの繰越額）	020	545,701
（本年の収入額）	030	128,088
支出総額	040	202,648
翌年への繰越額	050	471,141

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

		金額（十億 百万 千 円） / 員数（人）
金額	060	87,000
員数	070	29人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	REC No.	金額（十億 百万 千 円）	備考
(ア) 個人からの寄附	080	41,000	
（うち特定寄附）	090		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	100		
(ウ) 政治団体からの寄附	110		
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	120	41,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	130		
イ 政党匿名寄附	140		
合計 （ア+イ）	150	41,000	

10 13

0	5	0	0

（その６）

(6) その他の収入

14〜16	17〜76 摘要	77〜88 金額 十億	百万	千	円	備考
800	この頁の小計					
810	１件10万円未満のもの				88	
900	合計				88	

10 13

0	6	0	0

（個人用）

（その７）

(7) 寄附の内訳														寄附者の区分	個人		
14 16	寄附者の氏名 17 76	金額 77 88 十億	百万	千	円									年月日	住所 89 108	職業	備考
8 0 0	この頁の小計																
8 1 0	その他の寄附					4	1	0	0	0							
9 0 0	合計					4	1	0	0	0							

10 13
1400

(その13)

3．支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	14 16	金額 77 88 十億 百万 千 円	備考
1 経常経費	010		
(1) 人件費	010		
(2) 光熱水費	020		
(3) 備品・消耗品費	030		
(4) 事務所費	040	10648	1
小計	810	10648	
2 政治活動費	050		
(1) 組織活動費	050	192000	1
(2) 選挙関係費	060		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	070		
ア 機関紙誌の発行事業費	080		
イ 宣伝事業費	090		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	095		
エ その他の事業費	100		
(4) 調査研究費	110		
(5) 寄附・交付金	120		
(6) その他の経費	130		
小計	801	192000	
合計	900	202648	

☆　経常経費（人件費を除く）の支出があった国会議員関係政治団体及び資金管理団体はこの様式も提出すること。
国会議員関係政治団体にあっては１件１万円を超える（１万１円以上）支出、資金管理団体にあっては１件５万円以上の支出がある場合は、明細を記載し、領収書等の写しを添付すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く）の内訳													項目別区分 事務所費		
支出の目的	金額											年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億		百万			千			円						
この頁の小計															
その他の支出								1	0	6	4	8			
合計								1	0	6	4	8			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳　　項目別区分 組織活動費　（大会費）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場借上費（食事費含む）	192,000円	27.12.14	アルファクラブ武蔵野（株）	所沢市星の宮1-3-5	
この頁の小計	192,000				
その他の支出					
合計	192,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 6 月 27 日

政治団体の名称　税理士による栄山昌亨後援会

会計責任者の氏名　鈴木正美　鈴木

※解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代表者の氏名　　㊞

政治資金監査報告書

平成２８年５月２５日

税理士による柴山昌彦後援会
代表　　瀧島　正男　　殿

登録政治資金監査人　九賀充博
登　録　番　号　　第　２３７１　号
研修終了年月日　　平成２１年５月２５日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による柴山昌彦後援会の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。

（４）　この政治資金監査は、税理士による柴山昌彦後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。なお領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

税理士による柴山昌彦後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

税理士による柴山昌彦後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上